

学校体育館空調設備の使用について

宝達志水町では、良好な教育環境の確保および災害時の避難所機能の強化のため、令和7年度から学校体育館空調設備を順次設置しています。

この空調設備は、教育委員会が学校施設利用を許可した団体が体育館を利用する際も使用することができます。

空調設備の使用方法は以下のとおりです。ルールにしたがってご使用ください。

■対象施設

押水小学校 志桜小学校

■使用開始

令和8年6月19日から

■空調使用料金

○押水小学校 1時間につき 3,000 円

○志桜小学校 1時間につき 4,000 円 ※片面利用の場合は、2,000 円

なお、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数は1時間とみなします。

■空調使用ルールおよび使用方法

1. 使用期間

原則、夏季はおおむね6月から9月まで、冬季はおおむね12月から3月までとします。

2. 設定温度は、室温が夏季28℃以上、冬季18℃以下の場合に空調の稼働をお願いします。

ただし、近年の気候変動による気温上昇に伴い、利用者の健康被害等が懸念される状況や熱中症が危惧される場合は、上記期間以外の使用や設定温度の調整ができるものとします。

3. 使用方法等

- (1) 「学校施設利用申請書」に空調設備の使用の有無について記載し、利用許可を受けた後、使用してください。
- (2) 施設使用後に、空調設備使用の有無を使用簿に記入してください。空調設備使用料は、月ごとに施設使用料とあわせて請求します。

[学校体育館空調の操作マニュアル（P D F）](#)

■よくある質問

学校体育館空調設備の使用料等に関する Q & A を参照してください。

[学校体育館空調設備の使用料等に関する Q & A（P D F）](#)